

選告示第33号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成27年7月9日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院

北安曇郡池田町大字池田3207-1」を

「長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医

北安曇郡池田町大字池田3207番地1

療センターあづみ病院

」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人パウル会
- 3 代表者の氏名
唐沢 彦三
- 4 主たる事務所の所在地
上高井郡小布施町大字小布施851番地の4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ミスパウル（新生病院第二代看護師長）を象徴とするカナダミッション（カナダ聖公会の宣教師団）の志に習い、高齢者及びその他助けを必要としている人々に対して、介護・福祉・医療の連携したサービスに関する事業を行うことにより、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまびこ会
- 3 代表者の氏名
井上 雅司
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市宮川4414番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の地域生活と就労を進め自立生活の確保に向けた支援を行うため、精神障害者への福祉サービス事業を行うと共に、その家族に対し交流や相談・助言などの援助を行い、精神障害者の福祉の向上と社会参加の促進を進める。

また、地域住民に対し精神保健福祉に関する啓発や地域福祉の向上に関する活動を行ない、精神障害者をはじめとするすべての障害者が安心して暮らせる地域社会の構築と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

県営中下原平林地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営中下原平林地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成27年7月10日から平成27年8月7日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

県営勘左衛門新田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、

同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営勘左衛門新田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年7月10日から平成27年8月7日まで

3 縦覧の場所

安曇野市役所

農地整備課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成27年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
掛川 久善	東御市御牧原574	東御市御牧原字四ッ京塚628-1ほか2筆
高野 嘉祺	小県郡青木村大字村松619-3	小県郡青木村大字村松字東沢844-1ほか13筆
北島 遊	上伊那郡中川村葛島312-1	上伊那郡中川村葛島2115-7ほか3筆
唐澤 満	下伊那郡豊丘村大字神稲6205-1	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-152ほか1筆
片桐 良一	下伊那郡豊丘村大字神稲2777	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-177ほか1筆
宮下 友治	下伊那郡豊丘村大字神稲2712-1	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-184ほか7筆
木下 智明	下伊那郡豊丘村大字神稲2600	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-179ほか2筆
木下 延夫	下伊那郡豊丘村大字神稲2735	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-181ほか4筆
唐澤 保	下伊那郡豊丘村大字神稲6688-2	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-149ほか2筆
株式会社アグリスタくましろ	下伊那郡豊丘村大字神稲9182	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-157ほか4筆
酒井 秀紀	下伊那郡豊丘村大字神稲6430-4	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-205ほか4筆
五味 真吾	下伊那郡豊丘村大字河野667	下伊那郡豊丘村大字河野1308ほか5筆
塩原 恵市	松本市大字神林642	松本市大字神林字鎖川添1449-2ほか3筆
上條 哲夫	松本市大字笹賀1812	松本市大字笹賀1153ほか1筆
有限会社神村	松本市大字笹賀2980	松本市大字笹賀3712ほか13筆

伊藤 勝基	松本市大字笹賀2908-3	松本市大字笹賀2306
山村 英男	松本市村井町南1-13-32	松本市大字笹賀2208-1ほか1筆
農事組合法人内田宮農	松本市大字内田2195-2	松本市大字内田字槍田1215-1ほか1筆
有限会社アグリランド松本	松本市南松本1-2-16	松本市大字内田字宮ノ上678-1ほか9筆
株式会社おひさまファーム	松本市大字島立2737	松本市大字島立4822ほか7筆
北野 弘人	松本市大字島立1831-1	松本市大字島立3042
濱 博	松本市大字島立4580	松本市大字島立3598-1ほか1筆
小林 正一	松本市大字新村630	松本市大字新村字秋葉原430
有限会社濱農場	松本市大字島内6334	松本市大字島内字屋敷添4765ほか3筆
有限会社北清水	松本市大字島内7101	松本市大字島内4976ほか15筆
櫻井 利彦	松本市大字今井2489-イ	松本市大字今井字五行田2701ほか1筆
塩原 大	松本市並柳4-8-1	松本市寿北2-210-1ほか3筆
櫻井 健五	松本市大字今井2485-イ-1	松本市大字今井字野尻5513-2ほか3筆
桜井 孝則	松本市大字今井2516	松本市大字今井字大原6247-1ほか1筆
小林 政雄	松本市岡田下岡田161-1	松本市会田字裏ノ田15ほか1筆
村上 浩司	松本市大字笹賀4745	松本市大字笹賀4539-1ほか4筆
農事組合法人小赤宮農	松本市寿小赤1179-2	塩尻市大字片丘字田屋3805ほか3筆
林 甲	松本市大字今井1013-8	塩尻市大字洗馬字岩垂原7603-1
戸谷 勝次	北安曇郡松川村3363-11	北安曇郡松川村字西原3363-494ほか7筆
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字小丸山1277-4ほか39筆
農事組合法人ファームステーション木島	飯山市大字野坂田280	飯山市大字飯山字坂井河原3917-8ほか14筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成27年7月9日

農村振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月9日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 東方地区地区計画

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年7月9日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習

2 講習の種別、実施日時及び定員

講習の種別	実施日時	定員
新規取得講習	平成27年9月9日(水)～ 平成27年9月16日(水) 午前9時～午後5時 (受付時間 9月9日(水)午前8時30分 から午前8時50分まで)	20名
追加取得講習	平成27年9月14日(月)～ 平成27年9月16日(水) 午前9時～午後5時 (受付時間 9月14日(月)午後0時20分 から午後0時40分まで)	20名

※ 土曜日、日曜日を除く。また、追加取得講習の初日開始時間にあっては、午後0時50分からとする。

3 実施場所

長野県千曲市大字磯部1144番地4 地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

4 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る同規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得すること。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

(9) 電話1本につき1人の受付とする。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切る。

イ 電話受付日

講習の種別	電話受付日	電話受付時間
新規取得講習	平成27年7月30日(木)	午前9時から 午後5時まで
追加取得講習	平成27年7月31日(金)	午前9時から 午後5時まで

（受付日時、時間は厳守すること。）

(2) 受講申込書の提出

ア 提出期間

平成27年8月17日(月)から8月21日(金)までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 提出場所

事前申込みの際に指定する長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 提出方法

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与した受付番号を申告するとともに受講者本人が指定した提出場所へ申請書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）には、提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの1通

(4) 受講対象者に該当することを疎明する書面1通

a 前記4の(1)のアに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 前記4の(1)のイに該当する場合は、1級の検定に係

る合格証明書の写し

c 前記4の(1)のウに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 前記4の(1)のエに該当する者にとっては、1級の旧検定合格証の写し

e 前記4の(1)のオに該当する警備員にとっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの)1通

(4) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

(9) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(4)の書面

6 受講手数料及び納付方法

(1) 新規取得講習

38,000円相当の長野県収入証紙により、受講申込書の提出時に納付すること。

(2) 追加取得講習

14,000円相当の長野県収入証紙により、受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

7 その他

(1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に行うこと。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月9日

長野県岡谷技術専門校長 駒形弘之

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータシステム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年10月1日から平成32年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県岡谷技術専門校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって

落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(6) 基本ソフトウェア等に関し当該ライセンスの取扱規定等を遵守した対応が確実にできる者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026-235-7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県岡谷市神明町2-1-36

長野県岡谷技術専門校

電話 0266-22-2165

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年8月19日(水) 午前11時

イ 場所 長野県岡谷技術専門校 会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成27年8月18日(火) 午後5時

イ 場所 郵便番号 394-0004

長野県岡谷市神明町2-1-36

長野県岡谷技術専門校

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県岡谷技術専門校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Personal Computer System, 1 set

- (2) Lease Duration:

From October 1,2015 through September 30,2020

- (3) Delivery place:

Nagano Prefecture Okaya Vocational Training School
2-1-36 Shinmeicho, Okaya-city, Nagano-Prefecture

- (4) Contact place for information about the tender;

description/conditions/and other inquiries:

Nagano Prefecture Okaya Vocational Training School
2-1-36 Shinmeicho, Okaya-city, Nagano-Prefecture
TEL: +81-266-22-2165 (Japanese only)

- (5) Time and place of bid opening:

Time: 11:00 AM August 19, 2015

Place: Council Room, Nagano Prefecture Okaya
Vocational Training School

- (6) Time limit and Place for tender submission by mail:

Time: 5:00 PM August 18, 2015

Place: Nagano Prefecture Okaya Vocational Training
School
2-1-36 Shinmeicho, Okaya-city, Nagano-Prefecture
394-0004 JAPAN

人材育成課